

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例（平成 17 年 10 月 11 日尼崎市条例第 48 号）

（住宅用火災警報器^注）の設置義務化に関する部分のみを抜粋）

注） 消防法及び尼崎市火災予防条例では「住宅用火災警報器」を「住宅用防災警報器」と、
「住宅用自動火災報知設備」を「住宅用防災報知設備」と呼称しています。

第 3 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等

（住宅用防災機器）

第 30 条の 2 住宅（法第 9 条の 2 第 1 項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者（住宅の所有者、管理者又は占有者をいう。）は、次条及び第 30 条の 4 に定める基準に従って、次のいずれかの住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

住宅用防災警報器（令第 5 条の 6 第 1 号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）

住宅用防災報知設備（令第 5 条の 6 第 2 号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）

第 30 条の 3 住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる住宅の部分（第 2 号から第 5 号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第 1 項口又は 項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。以下同じ。）に設けなければならない。

就寝の用に供する居室（建築基準法第 2 条第 4 号に規定する居室をいう。以下この項において同じ。）

前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。以下同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この項において同じ。）の上端

前 2 号に掲げるもののほか、第 1 号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が 2 以上である階に限る。）から下方に数えた階数が 2 で

ある階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）

第1号及び第2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端

前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（以下この号において「対象階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあっては、対象階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下及び直下階が存しない場合にあっては、対象階の直上階から当該対象階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、次のいずれかの位置に設けなければならない。

天井（天井のない場合にあっては、屋根。次号において同じ。）の屋内に面する部分のうち、壁又ははりから0.6メートル以上離れた位置

壁の屋内に面する部分のうち、天井と壁との接合部分から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	種別
第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に規定するものをいう。以下この表において同じ。）

第 1 項 第 5 号 ア に掲げる 住宅 の 部 分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条 第 3 号 に規定するものをいう。）又は光電式住宅用防災警報器
-----------------------------	--

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電池の電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に当該電池を交換すること。

電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあつては、正常な当該電力の供給を確保すること。

電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第 2 条 第 5 号 に規定するものをいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあつては、交換期限が経過しないよう適切に当該住宅用防災警報器を交換すること。

自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に当該住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）

第 30 条の 4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年自治省令第 17 号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第 2 条 第 1 号 に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第 1 項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、感知器を設置する場合について準用する。

- 3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	種 別
前条第1項第1号から第4号まで並びに第5号イ及びウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に規定するものうち、感知器等規格省令第17条第2項の表に掲げる種別（1種及び2種に限る。）の区分に応じ、同項各号に掲げる試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に規定するものうち、感知器等規格省令第16条第2項の表に掲げる種別（1種及び2種に限る。）の区分に応じ、同項各号に掲げる試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

- 4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項に規定する検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。
- 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準により設置し、及び維持しなければならない。

受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定するものをいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。

前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるよう当該階に補助警報装置を設けること。

感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるよう措置されていること。ただし、配線が感知器から外れた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。

感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、次によること。

ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器及び受信機を設けること。

イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。

住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。

前条第6項第1号、第5号及び第6号の規定は感知器について、同項第2号から第4号までの規定は住宅用防災報知設備について準用する。

(設置の免除)

第30条の5 第30条の2から前条までの規定にかかわらず、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)は、次の各号に掲げる場合に限り、第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に設置しないことができる。

スプリンクラー設備(標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

共同住宅用スプリンクラー設備(特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成17年総務省令

第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。)第2条第13号に規定するものをいう。)を特定共同住宅等省令第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

共同住宅用自動火災報知設備(特定共同住宅等省令第2条第14号に規定するものをいう。)を特定共同住宅等省令第3条第2項第3号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

住戸用自動火災報知設備(特定共同住宅等省令第2条第15号に規定するものをいう。)を特定共同住宅等省令第3条第2項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

(基準の特例)

第30条の6 第30条の2から第30条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長(消防長があらかじめ指定するものについては、消防署長)が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置及び維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができると認める場合においては、適用しない。

(住宅における火災の予防の推進)

第30条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第30条の3第1項各号に掲げる住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれ大きいと認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

略

第3章の次に1章を加える改正規定(第30条の5第3号から第5号までに係る部分に限る。) 平成19年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅(この条例による改正後の尼崎市火災予防条例第30条の2に規定する住宅をいう。以下同じ。)又は現に新築工事中の住宅(増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事により、住宅の用途以外の用途に供されている防火対象物に新たに設置される住宅の用途に供される部分を含む。)に係る同条第1号に掲げる住宅用防災警報器及び同条第2号に掲げる住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準については、同条例第30条の2から第30条の6までの規定は、平成23年5月31日までの間は、適用しない。